

「令和3年度消費生活相談員資格取得支援講座実施方針」（ガイドライン）

「令和3年度消費生活相談員資格取得支援講座」（以下「講座」という。）は、本方針により実施します。企画にあたっては、本方針に基づく講座の実施を前提に行ってください。

1 資格講座の目的

県及び市町の消費生活相談窓口で受け付けた相談件数は、令和元年度は約26,000件と高い水準にあり、県では、県内どこにおいても質の高い消費生活相談が受けられるよう、消費生活相談体制の強化を図っている。

平成28年4月の消費者安全法改正により、民間資格であった消費生活相談員の資格が法定化され、消費生活センターには法定の有資格者をおくことが原則とされたことにより、消費生活相談体制の強化のためには、県内における消費生活相談員の法定資格の取得を支援することが必要となっている。

消費生活センター未設置市町を含め、県内では消費生活相談員が不足しており、人材の育成と確保が課題となっていることから、県内における消費生活相談員の有資格者の養成を目的として、令和3年度に消費生活相談員資格取得支援講座を実施する。

なお本講座は、独立行政法人国民生活センター及び一般財団法人日本産業協会において実施される「消費生活相談員」の資格試験合格を目的とする。

2 資格講座の内容

資格講座は、次表の各項目を実施する。

内	容
(1)対象	ア 将来的に消費生活相談員として従事する意欲があり、当該年度に消費者安全法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験を受験し、かつ静岡県に在住・通学・通勤する者 イ パソコン、タブレットを所有し、インターネット、電子メールの使用、ワードによる文書作成ができる者
(2)講座内容	ア 消費生活相談員資格試験に合格するために必要な基礎知識及び重点ポイントを修得させる。 イ 模擬試験及び模擬面接を講座に含める。 ウ 合格率アップに向けて、実施回数や授業時間、授業コマ数、実施回数を工夫すること。
(3)実施方法等	ア Web配信を基本とする。 イ 模擬試験及び模擬面接は集合型で行う。 ウ 集合型の会場は事業者が確保する。 エ 基礎講座の再配信等を行う令和4年度受験に向けた講座を追加で実施する。
(4)受講定員	30名程度（再配信基礎講座の定員は設けない）

(5) 受講料

受講者から受講料、教材費等は徴収しない。但し、講座会場への交通費、Web 視聴のための通信費、資格試験受験に係る経費は受講者の負担とする。

(6) その他

ア 受託者は受講者の消費生活相談員資格試験の試験結果を把握し、試験合格者へは、「静岡県消費生活相談員人材バンク※」の登録を義務付ける。

イ 試験実施後、受講者の試験結果のデータを基に、試験対策を分析したものを実績報告とともに提出すること。

※静岡県及び県内市町の消費生活センター等で、消費生活相談員として勤務を希望する方（将来的な希望を含む）の情報を県へ登録し、相談員の採用を希望する市町に県が情報提供を行う制度。